

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案 新旧対照条文 目次

- 孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）（抄）（附則第六条関係） 1
- 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）（抄）（附則第七条関係） 2
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第八条関係） 4

改正案	現行
<p>（孤独・孤立対策推進副本部長）</p> <p>第二十四条 本部に、孤独・孤立対策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三十六号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（孤独・孤立対策推進副本部長）</p> <p>第二十四条 本部に、孤独・孤立対策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。</p> <p>2 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（指定装備移転支援法人の指定及び業務） 第十五条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）を受けることができない。</p> <p>一 この法律又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第 号）の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二・三（略）</p> <p>3 7（略）</p> <p>（装備品等秘密の指定等）</p> <p>第二十七条 防衛大臣は、防衛省と装備品等の研究開発、調達、補給若しくは管理若しくは装備品等に関する役務の調達又は自衛隊の使用する施設の整備に係る契約（装備移転仕様等調整の実施に係る契約を含む。以下この条において「装備品等契約」という。）を締結した事業者（以下この条において「契約事業者」という。）に対し、当該装備品等契約を履行させるため、装備品等又は自衛隊の使用する施設に関する情報であつて、公になつていないもの（自衛隊法第五十九条第一</p>	<p>（指定装備移転支援法人の指定及び業務） 第十五条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 この法律の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二・三（同上）</p> <p>3 7（同上）</p> <p>（装備品等秘密の指定等）</p> <p>第二十七条 防衛大臣は、防衛省と装備品等の研究開発、調達、補給若しくは管理若しくは装備品等に関する役務の調達又は自衛隊の使用する施設の整備に係る契約（装備移転仕様等調整の実施に係る契約を含む。以下この条において「装備品等契約」という。）を締結した事業者（以下この条において「契約事業者」という。）に対し、当該装備品等契約を履行させるため、装備品等又は自衛隊の使用する施設に関する情報であつて、公になつていないもの（自衛隊法第五十九条第一</p>

項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員が漏らしてはならないこととされる秘密に該当する情報に限る。)のうち、その漏えいが我が国の防衛上支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律第三条第一項に規定する特定秘密及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第三条第一項に規定する重要経済安保情報に該当するものを除く。)を取り扱わせる必要があると認めるときは、これを装備品等秘密に指定し、その指定の有効期間を定めた上で、当該装備品等秘密を当該契約事業者に提供することができる。

2
2
6 (略)

項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員が漏らしてはならないこととされる秘密に該当する情報に限る。)のうち、その漏えいが我が国の防衛上支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密及び特定秘密の保護に関する法律第三条第一項に規定する特定秘密に該当するものを除く。)を取り扱わせる必要があると認めるときは、これを装備品等秘密に指定し、その指定の有効期間を定めた上で、当該装備品等秘密を当該契約事業者に提供することができる。

2
2
6 (同上)

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>三十五 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第 号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項</p> <p>三十六 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の六において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十七の三（略）</p> <p>二十七の四 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務に関すること（他省</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一～三十四（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>三十五 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の五において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>一～二十七の三（同上）</p> <p>（新設）</p>

の所掌に属するものを除く。)

二十七の五 (略)

二十七の六 (略)

二十八～六十三 (略)

二十七の四 (同上)

二十七の五 (同上)

二十八～六十三 (同上)